

鐵網錄



七

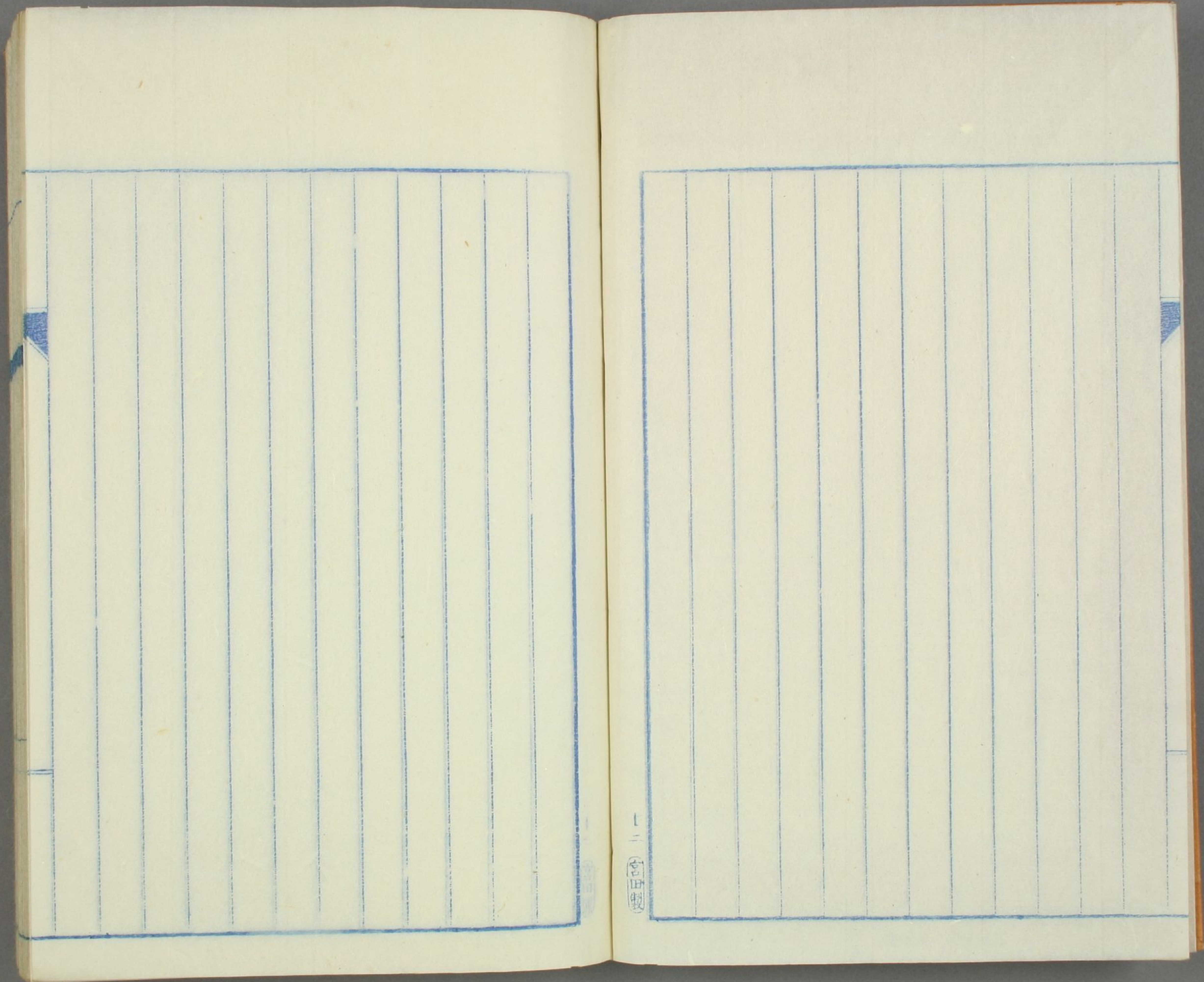
特別  
14  
1919  
9



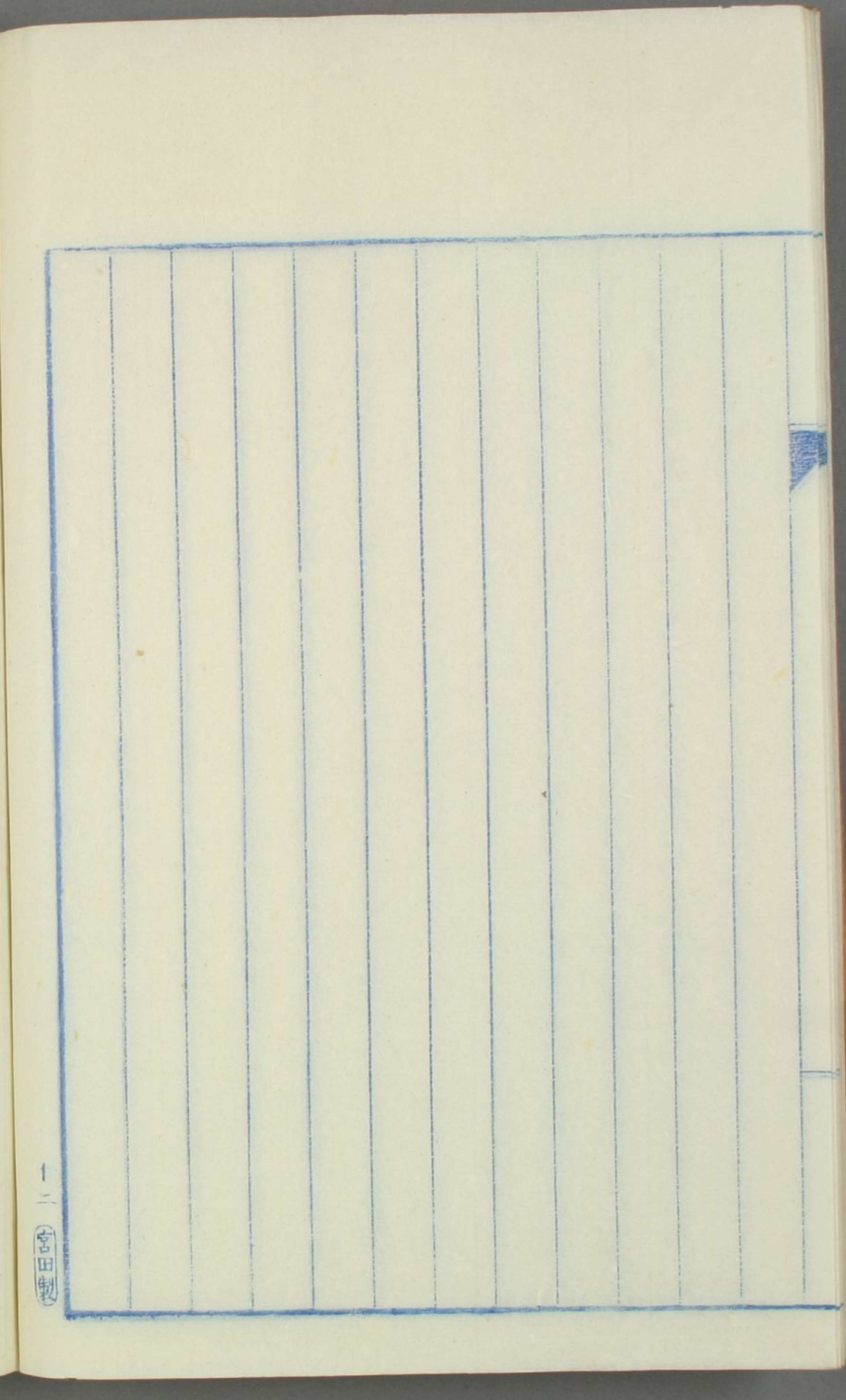
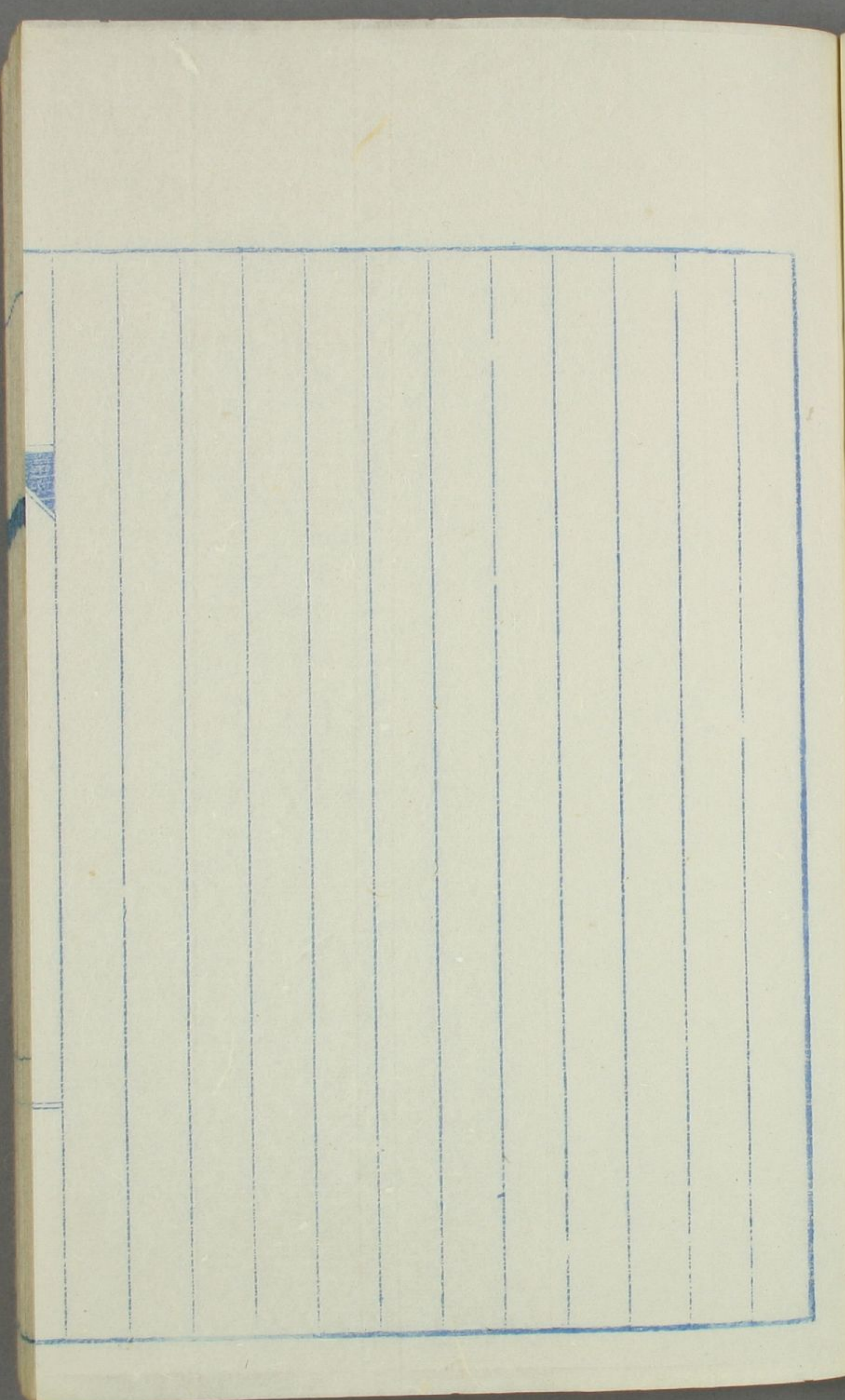
A ledger page with a blue grid of 12 columns and 10 rows. The grid is defined by blue lines. The first column is the widest, and the remaining 11 columns are of equal width. There are 10 rows, with the top row being the tallest and the bottom row being the shortest. The page is otherwise blank.


A blank page with a light beige background. There are some faint, irregular brownish stains or smudges, particularly near the top and bottom edges. The page is otherwise empty.

38- 8838



12  
宮田製



十二  
吉田製

○峨眉山の曉景

胡瑞の甲乙剩言、峨眉の曉景を字々乃至り左  
之を抄録す

天台至太僕常言天台各山、無論五岳皆得覽其  
際矣、未有若峨眉之奇峻者、余嘗宿絕頂、光相寺  
于時早秋曉起、遠望寒冽不減、嚴凍為體、戰慄  
聞不能止、時寺鷄三聲耳、殘月猶在、遠見西極、荒  
昏有一點、天明、若火先者、因以問僧、云此天竺雪  
山為初日所照也、始亦未信、頃之日出、而此山隱々炫  
耀天際、已而日色徧滿、大千則山光不復、明矣、但

見一粉堆耳余味此言乃知佛經言初日始出先照金剛山頂為足證也

○得泰船業語

坊間得泰船業語の刊本二卷を得る野田笛浦と江芸因朱柳橋劉聖子等の業談を載す二三節を左に抄す

(笛浦)劉兄何以晝寢

(朱柳橋)我等心中煩悶起居沒有寧刻從今扁鵲起

于今日亦將望而走矣倘有良法賜教

(笛浦)是其病生於四百四病者扁鵲不況之

(朱柳橋)雖以先生之才軒岐之術恐非其所長而自謂

扁鵲不治我治之何其喙之長也

(笛浦)沒難沒難患人愁態滿面病從五內起宜

以和心悅色湯主治之

順風 三錢

美酒 一錢

宜景 二錢

好書 五錢

爽子 一錢

取順潮水煎服其治以和悅為主而今不用若彼者其药材不但船內不攜帶恐服之功效甚捷而損傷元氣要之治本症餘症自除加爽子者解熱散散悶故也

(劉聖字) 大兄大才盤之寫大字最為妙

(笛浦) 小人小心翼之雖小事豈不敬

(朱柳橋) 天然自對且敬字出于明道先生作字時甚敬語我公每一筆談善做韻語其才其筆不可及也

(笛浦) 楊兄有牧麼

(楊啓堂) 引田屋絲菽試以日本字寫之いとろぎ我二十一

歲從崎港共走九次經營一切眼目在崎不得定鄉

(笛浦) 昔實浪仙曾渡桑乾水有并州故鄉句今子九次從崎况有菽枝待子久矣子之望崎陽不翅并

州也

(楊啓堂) 我非鳥也為得一舉到崎也字

(笛浦) 虽身無彩鳳双飛翼心無靈犀一點通字

○風馬牛不相及

千百年眼目回之近有解者牛走逆風馬走順風故不相及此說亦新

○尾大不掉

曰書曰之尾大不掉此非喻言也西域有獸曰羯尾大於身之半非以車載尾則不可行元白湛淵有咏羯詩羯尾大如斛堅車載不起此以不掉

滅彼以不悼死

○雁足書

雁足傳書世傳為蘇武事但武實未嘗以書傳雁足蓋漢使者常惠托言耳元中統間有宣慰副使郝經充信使使宗宋留之真州十六年不還有以雁獻經者經畜之雁見經輒鼓翼引吭似有所訴經感悌擇日率從者具香案北向拜拜雁至前手書一詩于尺帛繫雁足而縱之其詩曰露落風高恣所如悵期回首是春初上林天子接弓繳窮海羈羈臣有帛書後書于左中統十五年九月一日放雁獲者勿殺回信大使郝經書於真州忠勇軍營新館雲人獲之

以獻元主惻然曰四十騎留江南曾無一雁比乎遂遣軍南伐越二年宋亡此又效蘇武而為之也然武留胡中十九年始還漢家不能為武問罪於胡經留宋十六年始還而元主卒以此滅宋為之一嘆千百年眼

○秦法棄灰有故

秦法棄灰於道者棄市此因秦法之苛第棄灰何害於事而苛酷如此蓋常疑之偶閱馬經馬性畏灰更畏新出之灰馬駒過之輒死故石磧之灰往往令馬落駒秦之禁棄灰也其為畜馬計耶一日又閱夏小正及月令乃畢得其說仲夏之月毋燒灰鄭氏註謂為傷火氣是矣是月王頒馬政游牝別



群是毋燒反者亦為馬也、固知棄灰於道、乃古人先有此禁、但未及刑之如秦法、古人惟仲夏乃行此禁、秦或四時皆禁、故以為苛耳、全上

○張南英無佛論

張南英少年負奇氣、尤不信佛、嘗於招提觀金剛般若、喟然曰、豈胡書而及奧於六經乎、歸若無佛論、達曉不成一字、妻曰、公平日為文、援筆不加點、伸紙萬言、今作何文、其苦乃爾、張相曰、吾欲作無佛論、妻曰、既已無矣、何論之有、張大悟、深悔前事、究心內典、自謂得其旨、張和仲曰、今之未窺藩籬而妄加排議者、惜無如南英之妻、從其方下一轉語耳、全上

○不識一丁

符堅宴群臣賦詩、姜子子詩內有丁字、直而不屈、堅恠問之、子子對曰、屈下者不正之物、未以獻也、堅悅、擢上第、夫、莊子云、丁子有尾、若直丁不屈、乃古下字也、若堅與子子、正不識一丁者、全上

○古代の韻字

千百年眼、沈約の韻書の古の前の事を記して曰く、沈約以前所經歷、賢聖真家傑、間人鉅儒不知凡幾、矣、一束、世三冬、四支之共、五微八齊、六魚之共、七虞、十一真之与十二文、十三元之与十四寒、一先、二蕭之与四支、八庚九青之与十蒸、十三覃十四鹽之

与十五咸前此诸韵並通、孔子作经及漢魏古詩  
並仙靈篇什班之可考

○子美不咏海棠

子美久名闲、故詩中不用闲字、備之戲蝶過闲慢、原  
作闲慢、刻本之誤也、母名海棠故不咏海棠

○長城不自始皇

長城之築、非獨始皇、自趙簡子時已起、長城備胡  
矣、秦昭王時築長城于隴西、趙自代王亦築於  
陰山下

○八陣圖

諸葛武侯八陣圖在蜀者二、一在夔州之永安宮、一在

新都之彌牟鎮、王武子曾為夔州之西市、俯臨江  
岸沙石、下看諸葛亮八陣圖、箕張翼尖、舒卷形隨  
勢聚石分布、宛然而存、跌水大時、三蜀雪消之際、  
頻滂澆漲、大樹十圍、枯槎百丈、破礮巨石、隨  
波塞川而下、水與岸齊、雷奔山裂、聚石為堆者、  
斯可知也、及乎水已平、萬物皆失故態、惟陣圖小  
石之堆、標聚行列依然、如是者垂六七百年間、  
淘漚推激、迄今不動、在新都者、其地象城門  
四起、中列土壘、約高三尺、耕者或刻平之、經旬  
餘、復突出、此乃其精誠之毋負、天之所支而不可壞  
者、蓋非獨人愛惜之而已

○物争山の経の事

西守等が賄ひをさる風ありん能くゆく事ありしと云ふ  
此牙あめ四公使館より早の着るし玉を百粒扶正こと  
改まれば竹皮の鼻緒を甘けたる足駄を穿て一里行く  
こと難んら難き膝より見ると各々の心の引んかた  
つきし一人の眼も手あひまう一人におしりまき足の  
膝の股腫んやうきといふいみよき好きことあやうき  
とありぬと彼等の中よりまき行りて風をさ  
とせしむれば掃屋風を記を後みとるは我神  
代にこの御事流ありと云ふ大穴年屋神と云ふ  
非との御事流の事ひるさうと云ふ文

聖岡甲

生野、大川内、湯川、栗土、下下、所以

聖岡者昔大池余与小比古尼余相争云、換聖

荷而遠行、与不平屎而遠行、此二事何能為主大  
池余曰、不下屎欲行、小比古尼余曰、我持聖荷必行  
如是相争而行之、遂数日、大池余云、我不能忍行  
即坐而下屎之、再時小比古尼余笑曰、然昔、亦擲  
其聖於地、故邪聖出、又下屎之時、小竹彈上  
其屎、行於衣、故邪波自加村、其聖与屎成  
石、于今不亡云、

とあり、いぬ、おもしるまき御事流の事ありしと云ふ  
作らまきし折の、御事流の事ありしと云ふ

とありき中よ、又その時の瑞共辛のさよ、思ひ奉ら  
るゝいものさう

如常の紙三十二  
小中村義孝の

○田山彦左衛門の清徳

武田信清田山彦左衛門を以て抑もるはひとて言ひは  
い先生の為歎あやう短きふはさる何とやん物さ  
ぬやうは是申何子ばいんもく書きて絵んと言ひ  
けんかたる人打笑ひいといふきこるとさうとてお  
節を海の方歎くもさう日本鍛冶宗匠末伊勢  
守藤原重道東院彦左衛門と書きて進んでいり居  
たへせり人の徳例をいと重宝とて以て海内の人  
銘を切る人さういふさるこそたる所の成りて

なつゝさうけり

○松の宮

活版の風が吹きやうの毎戸帳二綴を出し甲は禮者の  
姓を記し乙は年のおう詠をすまゝいふ供つてて天  
明某の元旦油者の人を砂玩を昔とて徳物とて  
某のおうにりやういふとて乙の松の左及徳物と記して  
あつゝいふさうお書くとてをいふの事な海  
濱もと肩書くとてやぬぬの海濱不事ある代  
な和清を由記すは石建能をよく記しけん直  
に松の宮の宮と書し一の俳句とてさういふ  
ち左の宮

ぬくのこせ古及徳助有来の言

主人見をたす夜いふ事ふとを珍たきしまゆゆの人の  
其角の當句しも珍たきしとて之を傳好せしと云

小

○奇美たる所也

今を詠るる事廿六年矣即ち享保二十年乙卯の頃  
此等法廣寺中より其の事ある所を尋ねし  
る事ありしを以て之を珍たきしとて之を傳好せしと云  
を記せんとの事

藤寺女子頭内

七里錦をく兵衛

酒井徳太郎内

一石八斗兵衛

松平大陽寺内

足留四方五郎

錫島提津寺内

睦の白名社宗海二や

口

七寸五分刑部左衛門

水野日向寺内

仁禮正膳吾

口

大田村正九郎助之進

松平備中寺内

平平平平

口

谷谷谷谷

紀伊辰浦内

且来がた多右衛門

松平陸奥寺内

三令一所其腰

松平お模寺内

吉原安新九郎左衛門

松平修理太舟

小助助助

松平豊後守	家中	七分五分形紋左衛門
十筆原左近伯路家中		松節目出度左衛門
松平政千代	曰	平島山後太郎亮
田村左京大夫	曰	一三三、四五六
曰	曰	正月十三日
松平清俊守	曰	加々、自由兵衛
曰	曰	松平梅干之助
鍋島紀伊守	曰	志多羅九治助
水野日向守	曰	大岡新助之丞九郎左衛門
松平肉防守	曰	草卧鍾田左衛門
松平兵庫頭	曰	大毛雉有左衛門

奥平兵庫頭	曰	薄沼築紫高山
曰	曰	浅原大郎大刑部左衛門
牧野佐渡守	曰	四月朔日左衛門
松平修理大夫	曰	勅使々原四郎九郎三郎

○高師直之翻刻の佛經  
 高師直之利行をし佛經ハ現ニ内閣文庫ニ也  
 経十卷ニハ跋文あり其文ヨリ  
 師直熟思、今生徳先、不可勝計、矧是曠  
 劫罪障、何以消除、因茲謹開此真鍮之板、

以拔積業之根、所冀上報四恩、下資三有、因出妄  
想昏域、共入楞峯、元坊、曆應二禩、季春中、漸  
武藏守高師直謹誌

○貴妃爪痕の錢

先德軍序鈔經書舍卷之四

今世所行開元通寶錢以背面有半月痕者為貴相傳  
鑄時皇貴妃戲以指甲搯其樣治吏不敢擅易此半月  
痕即其爪迹也然考四唐書食貨志開元錢鑄自武  
德四年當時明皇尚未踐祚何處有貴妃耶錢譜云  
開元通寶唐二百八十九年皆鑄此錢迴環讀之作開

通元寶而明皇年號通与之合耳其說似為有理

○阿房賦踏襲

杜牧之阿房宮賦云至畢四海一、蜀山兀阿房出、陸倕  
作長城賦云千城絕長城列、秦民竭秦民滅、陸倕  
行在牧之前、則阿房宮賦又祖長城句、法美、牧之云、  
明星熒々、開池鏡也、綠雲擾々、梳曉鬢也、渭流漲膩、  
犀脂水也、煙斜陽、霧橫焚椒蘭、雷霆乍驚、宮車  
也、輶々、遠聽、水尚不知其所之也、盛言秦之奢侈、楊  
敬之作華山賦有云、見荒咫尺、田千畝矣、見荒環者  
城千雉矣、見如杯水池百里矣、見荒蟻煙膏九臺

矣、蜂窠聯々起阿房矣、十軍焚々焚咸陽矣、華山  
賦杜司徒依已亭稱之、牧之乃依孫也、當是微敬之所作、  
信矣、文三年以不踏龍衣為難也、千百年眼

○韓信有後

廣南有韋土官者、自云、淮陰後當鍾室難作、  
淮陰侯家有客送其三歲兒、知蕭相回奉其候、  
知已不已為皇后所劫、私往見之、微示候無後之意、相  
回仰天歎曰、冤哉、淚淫々下、客見其誠、以情告、  
相回驚曰、若能匿淮陰侯兒乎、中回不可居矣、急  
逃南粵、趙佗必能保此兒、遂作書遣客、送兒  
于佗、曰此淮陰侯兒、公善視之、佗養以為子、而封

之海濱、賜姓韋、用韓之半也、今其族世其家于海濱  
間、有鄰侯所遺之書、尉佗所賜之詔、勒之鼎器、  
夫呂氏當惠帝末、已無血胤、而淮陰後至今存、是  
亦奇聞、史家不識也、惜其客名姓不傳、此於程  
嬰則有幸不幸耳、此說出張玄羽友、離漫說、千

○鶴の庖丁

朝廷に鶴の庖丁といふ御成あり、毎年二月の十日、  
いせり、いせり、いせり、いせり、いせり、いせり、  
いせり、いせり、いせり、いせり、いせり、いせり、  
いせり、いせり、いせり、いせり、いせり、いせり、  
有徳公治定の享保七年十一月廿日の條、  
里木書院



鷲の庖丁御造あり鷲の庖丁魚着を想ふのをも中奥の  
百姓之を持出せ東縁の下奥の國の外にすあけり其の所  
頭十林貞右衛門祐良の一の長袴つけ出給を御  
理す、このこと尤も、初めは中奥百姓出て想を徹す  
云々又御軍家より毎歳十二月の内裡仙洞車を奉へ献せら  
る、鷲の御軍自より出狩し獲るんし事の三隻を道  
め給ふより三隻を獲給ふまゝは侍者の参込とあめ  
々馳参りて祝ふを述るを例とす又鷲を獲てせん  
しとき、侍者の人々、鷲血酒とて鷲の血をそとぎ、  
のれし酒を給ひることを例とす、此鷹狩に出給ふは  
歳十一月十五日の御ふ花ること、その日を或は廿年のうら

鷲の採んかたきことあり、侍の料とて七  
ふあを以てこのえ撫させしむ、かゝるあはれは、  
鷲の採んことを幸とし擇はせしむ、ことあり  
此の御自ら獲るんし鷲の幸仰く献せしむ、ことあり、  
り御奉りしものとわいひ御直鷹のものとわいひあはれ  
中、此鷹をなひかめ、鷹の仙の三つあり、  
採餌のものと叫び鷹鷹の鷹鷹の鷹鷹の鷹鷹の鷹鷹  
を賜ふ、いふ最も重きこととる、其の最も重き  
とて三汁七菜の御もたを治せし鷹を御給ふ、こと  
いふ、近世の文、いふことあり

御軍家自ら獲るんし鷲の幸仰く、鷹鷹の鷹鷹の鷹鷹

終を大彦河内守をいしゆ軍こんの鷹をありて鷹の  
つがひしを取上げて御奉のちと稱し京師へ獻せし  
しといふを鷹鷹の跡を記せしといふ見之をを真  
ゆ法しかりしはな姑く此を注するのみ

高保元前齊人の跡を捕るを高保元とせしは犯す  
極刑の事とせんしこそ大獻公の代に於て捕りし  
ものありて其犯人をゆ味とせし折る一の子めありて  
我ちも此をありといふも其少めは案をせしめ注  
派すといふ所の言を言まへやと磯元行  
いんそ其少めはあがりといふぬとさうして関志城  
かか守の奥のつる一日大獻公かか守の邸へ臨せら

れしときかか守御殿へみとて誦を呈上つしは其  
誦子の内なる女ありしは公の御用を解んことを大  
奥へ召されしは故に齋有公生出一後いしは是増山  
とて此の事と移してしといふも  
皇典講定所講読  
かか守の邸へ

○間宮林花伝

間宮林花は世人平山行藏近江守と係稱し寛政の  
三物といひて文化の三花と呼し人々其和元年勤  
定奉行石川左近将監忠房等蝦夷地を征くとき林花  
こゝに往行す是林花の蝦夷入りし初る文化五年  
林花幕命をせしは艱楚備々守の此方の北界を  
め邦人始め唐大の別を自ら一島をさすことをいふを

ゆきしこと今々林花の御さう

林花蝦夷地の探偵に終りしは或其節の内命を以て  
花園を周遊し其の流民俘奪の探偵に終るを且しわ  
中及ふ所の一二を記す

西四の武大藩を一切他邦の人を勅内に入らしめざるもの  
あり林花とんと揉えんと一葉を捕ひ其の花園のこのさう  
とを彼の塚にさう経師の弟子とさうと親をの四のそを言  
をたふことをゆきしことを二年たましく増内は  
舟の修理ありけんは彼経師の従に入らみ因て増内  
を二返してゆきしは其の藩大在府の折に幕府  
の有りませをその邸にねぐことありしは活彼の二藩内の

ことあり増内の形状をも詳る之を以て終りけん  
候大に様しみ其節を以て其葉を不審し終りけん  
りきり増内の折に藩内をさう紙障<sup>シマ</sup>を剥て其下  
を見終るといふは候後其言のめりけん下張の内  
に終り名刺一葉を探みて大府探偵阿宮某とあり  
一に藩内その探偵のめり終りしとあり

林花探偵に出しときのことと人終りしと探偵の形  
を奪し衣を易くさしめくの人物とさうと微行すること  
あると不困でしは乞正とさうしときあると着るもの  
高く幸おおきともさきなきは数あるものほこい必ず  
死おとしかりとかくし持つきやうさうと困らう

古今考源の包み腰ふせとていふは、おのゝろひの思ひや  
かたりと云ふは、おのゝろひの思ひやと云ふは、おのゝろひ  
思ひやと云ふは、おのゝろひの思ひや

○考源の注言

川田利自著外史解誤と題する講演中、抑  
々此解誤、近來新中雜誌に史傳考源の論述は  
あり、由思ひ付くは、非ず早く二十餘年前より  
著し、明治九年に於て足利氏正記の初巻に脱稿し  
之をお井直躬翁の所し、おのゝろひ翁の中なる、おのゝろひ翁の  
序文を覽し、問ひなき物なり、おのゝろひ翁の作と云  
ふは、おのゝろひ翁の中なる劉知幾が史通なる才を識

三長の説を引き、山陽才ありと説く無しと云  
ふのよと余才と説く、おのゝろひ翁の才の不足と云  
ふのみと謂ひ、昔歐陽永叔、唐宋八大家の一人は  
文章の上手なる、おのゝろひ翁の才の不足を非す、永  
叔の唐書論修史を聞き、時吳廷珍と云ふ者、史  
論を預んことを請ひし、之れを採用せり、かば  
新唐書撰譯と云ふ書を著し、事考の誤を散ら  
し、駁論し、足珍の私怨を挟み、史考を罵罵言て  
し、甚憐むべき所なり、おのゝろひ翁、其駁論を、箇條の隨  
分尤も、事多し、因に項劉原父、永叔を評し、し  
好個、改九極有文章、可惜不甚後書と云ふ、不

甚後書と云ふを字を以て謂ふは非ず彼の唐五代  
史等文章の上手なる刻公は事考評の字を以て不  
送とて謂ふ事多し余も亦山陽を評して好箇頼子極有  
文章惜不甚後書と曰はんのみ

川田の外史の誤謬を一々指摘し後左の如く言ひり  
近頃維新以前條概四を憂ひ非余の死せし者の事此を  
取調るは右府の記録あるの文通の文意飾ありて範  
説少む却て其意をゆること多しナニ公昔の日記や  
文通もして意飾事多し事ありことありしと自ら疑  
念を生じたり今二三の例を左の示さん

萬延元年三月三日幕府の大老彦根中嶋の如左の

途中外梅の如くおん浪士は折たんとししはさる侍の  
七能く知ることをいふも其御意はよくいふは  
途中狼藉あるもさる侍の傷を忍び一先つ山部はと  
あり若帯者もいふは侍の使をせしむけんしこと  
途中の日記より一醫者論おきりも手傷の折た  
を記しし記を名守をの記解も口折るまは侍  
かほ字云の如くもあり又中嶋侍も家持侍  
の字ありおきりある事の如くも我外史辨誤  
の例を以て之を判りて彦根の古法を考る侍の  
武士を以てし登侍も途中侍も侍の浪士  
も打ふことを得ず且つ若帯者の法を名とす

此序の死すといふ家元の終焉をきくは  
三十カ石家督をおもひ仰りたる流や高の義  
家の御心を尋ねりて返河の論ぬ流家守守  
のる書す歴に確證をばの流士が首を切りし  
るに申あふし七流家の作り書と云ふは非すと曰  
ゆるおもしろ

又今の橋本文印古本が函館五枝郎の流傳の  
的流子討死と受持し其書つくは傳授せし概  
海軍の六火の備えすを携ふ之を友可考傳傳  
里中へる贈るし書あり必云々の流傳中の大  
きく我田藤松山の士何々か手為めり八月日土二カ致

死月日中流死月日授本を甲と和流浦を  
記載し巻物を五年の贈るしは見るべし  
ち府の流記又流史要りては橋本降るとあ  
らみ地多ある事の内我外史辨漢の例を判  
別す橋本をらしは海軍しす討死せし人  
海軍の備えを携ふ之を五年の贈るしは現  
昔お傳授と云ふこと細川函館が古本は傳授  
の故なる御ひて雨申す流はし七流をんは流傳  
る松山兵士の流しも流史要りては流傳  
は見はすと申すおもしろ  
又或は流傳のなを流傳あると云ふるに云ひ



にぞ、くはむを言ひ引返し、控へて、けり、言ひ、  
く、旅の、まゝを、改む、こと、を、願ふ、を、  
いふ、心、を、おぼし、め、し、  
やと、呼ば、り、つ、て、あ、ら、う、さ、し、  
り、ぬ、此、の、胸、に、矢、立、の、字、を、取、り、  
衆、中、怒、罵、控、部、長、  
門、先、一、笑、武、藏、坊、は、我、前、方

と、書、け、り、  
眼、の、涙、を、流、め、り、け、り、  
共、方、年、の、中、御、を、を、り、  
と、書、け、り、  
眼、の、涙、を、流、め、り、  
共、方、年、の、中、御、を、を、り、

事、は、其、事、を、な、し、と、も、  
の、あ、ら、  
族、を、い、し、  
年、の、  
は、  
を、  
な、  
皆、  
中、  
な、  
な、  
な、



通も一概に信ずし難し随筆に著るも年々之を統  
めりて其の流にや殆どをる所同發騰の如くある年  
信事とて其の美法を持たざる其の立身保忠  
臣義士意を金て地りて其の志をみる非ず云こ  
まけりといふ持殺流の所史家よりいへば頂つ  
一針と云ふべし

○根付彫の巻二

根付の彫刻に有名なりし大坂の法眼周山、雲松洞、  
法眼舟月、京都の友忠、清兵衛、兎州の小笠原一高、  
勢州の岷江、この中周山舟月、畫工として彩色彫  
をよきし、雲松洞、友忠、清兵衛、岷江、素彫をよき

一、高才彫師をよきし、二、此州和歌山の人を  
云々、根付彫刻を以て彫りてその名工なりしこと、  
高の装剣奇賞を著し、福葉通称、二、高の書を  
記し、一、此書を其の文に記し、現存の人を  
とも得易なりと云ふこと、此の人か、一、此の作を  
其の記すもまた其の記すも、左、右、記し根  
付彫刻その大概をいふべし

◎京都

雛屋三圃

友忠

和泉屋七右衛門

河井頼武

奉真

家牙を其の師のあり

塵葉軒吉長

正直

家牙木肌すべし

岡友

清兵衛 本陣の長子と云ふ

玉治

大里屋重右衛門

友胤

光春

◎江戸

三輪

此人の作櫻木のまき肌ありて  
但通のまき筋の漆南を

和流

三輪の形を  
倣ふ所多し

出目右満

御所面の根  
ゆのたき

是宗

中山大和女

宗才のクワラの根付針尖  
を毛彫りしものなり

◎大坂

法眼周山

吉村様傳授すべし彩唐  
摺付あり世に傳ゆ多し

雲松洞院常丸

神道有姓名不  
詳なり其彫也

菱島右衛門

榎間工 伝てまゝ刻の  
ものなり色付あり

九郎兵衛

彩色根付師  
周山刻り授す

根来宗休

龍木勘兵衛

宝浦可順

彩唐あり  
移毛彫

勘十郎

松手是を宗才ありて  
元常の重檀を用て人相  
を彫りし人也

田原右衛門

勘十郎の弟子也  
牙木彫りしものなり

草花平四郎

榎間工

我楽

田原右衛門の  
弟子也刻りしものなり

佐武宗七

榎間工 彩色あり  
木彫りしものなり

禁田市郎兵衛

印子 宗才の傳授あり

三小 小兵衛

次郎兵衛

南彫師

亀乃肥後平助

和性院

松手あり  
風の彩色彫

近江屋嘉兵衛

◎紀州

小笠原一二三

宗才の孫也  
彫りしものなり

長尾太市郎

一二三の弟子

千藏

一節風あり

又右衛門

上手あり

竹内氏須平 彩色招印師

◎勢りあ

岷江 木部よりろくともをそへて

◎尾物

為隆 まゝまゝの

◎任未詳分

春周

去兵衛

辻 上平木部より

霞鷲

牙虫

宜元

○朝比奈の紋

有徳公御安記附録云有馬出羽守純珍梅大御前又出し時朝比奈より義家より何れもやと申すありしに  
りしに不詳の丸とありしと申けるに、その中村勘三  
郎といふ御褒か始て朝比奈が祖とせしとき已  
に紋をつけしに誤ると世に言はれるの丸を朝比奈の  
紋と見えざるに朝比奈より後々あるを編束を  
打ちかへしものうし其間をかへしめ下へんしと云  
羽守より御佩しとぬを承りぬと申ては、さきより  
しゆめは、我々もさきより日支山と参りし時考すの内  
かくる幕を染し、幕の方しう、其名を問ひぬ

山林深處中正壽とを朝に考へる様子を古くも教世  
 この段を用ひ事ありとせしを心とあふふしと仰る見  
 ばやお守いふくは或腹しんまかむけり按すゝゝゝ  
 山林の人も借し朝に考へる様子を移し家紋に於て  
 丸を用ゝゝのあゝゝ天止のこととす

○支那文字の製法述法

支那文字の製法述法の六つあり方あり、これを六書と  
 りふ即

一、指事

四、会意

二、象形

五、轉注

三、形聲 或諧聲

六、假借

(一) 指事 といは漢文序に指事者視而可識察而可見  
 上下是也といへ上下の古文は二二とあふ、是一の物の  
 一の上あるを上とし、一の物の一の下あるを下とし  
 各其事を指ししるあり、故に是をの字を指事と  
 云ふ

(二) 象形 といは序に象形者畫成其物、随體詰  
 詁日月是也といへ、こゝに日、日の象文は日とあふ、月  
 ハ月とあふ、類をいふ

(三) 形聲 といは序に形聲、以事為義、取譬相成  
 江河是也といへ、こゝに人、形と聲とを合して字を造る  
 こゝに人、シは原、象形、字の造る象文、字の造る如也

水の流るる形より工可ハ則漢人の其物と呼ぶる  
る即初也

④會意 二向序の會意者比類合誼以見指議  
武信是也とありし武の古文ハ止となく戈を止る  
と成止とし人の言を信とす是比類合誼して會意  
なり

⑤轉注 以上四法より萬物に應ずるは是とるを以  
て故に其義を轉して用ひしものあり義を轉し  
て用ひしものを轉注とす不例ハ令の字ハ昔籒也  
令は从人从卩令言の字なりとありしの本義を  
法令の字ありしを法令を出して民を以て法令より後

ハ去るるを轉して使令するを令(平聲)といひ法  
令ハ吏長か氏ノ余するを轉して其令する吏を  
令とす不類令の類是也又長の字ハ久遠也とある  
る本義も轉して物の長短の字とし又轉して長  
幼の字とし又凡そ人ハけりて人を主とすといひ  
又轉して主領するを長といひ漢書郎中郎の類こ  
の也(此二條ハ今の説文の序ハ誤あるを狩合望三の  
考正したるものなりと述す)

⑥假借 許君の言を借りて用ひるを假借とす例ハ  
之の字ハ出也と訓する字ありし艸の地より出たるといふ  
之の字ありし(篆文より出とす)鳥の字ハ鳥

也と注し也ハ女陰也と注す、他の篆文ハ也如此象形  
字ハ女陰の形有るを今この字の字を助説辭とす  
るもの假借しと云ふ事ハ、いづれハ世に借成  
の字ハ其の形有るを本義ハ殆んど瘡と云ふ  
いふもの如し、依る事ハ内職ハ本職と云ふ事  
此假借とりの事ハ、漢の時の人ハ多く用おたる  
事ハ、此の字の形有るの文字のあつた構を雇字を使  
用するもの事也又今の支那人ハ亦此假借字  
を多く用おると見ゆ或人の説ハ某氏支那人行  
きたり或旅店ハ居りし事ハ、給仕人が一片の紙ハ朱  
の字を書きし之を亦し供せんや如ぬといふ余朱の

入田也といふ事ハ田の字を足すとんんんとして如此  
こと再三なるべし依て此其言を足りお来たるハ、  
よも余しとんんんん酒一瓶を持来り此  
如る朱ハ是酒の假借字と云ふ後此類の如く  
ありまことなり

(三三) 此二つを文といふ文ハ、あやと云ふ、又ハ模倣の言也  
某物ハ文に似ては、呼ぶ聲の文を倣くは、江河の  
類ハ形倣くは、  
文二つをならせ義をさし、武行の類ハ、会言也  
此二つを字といふハ、ふとハ、孽、字の言ハ、乳  
して漸多くあるをいふ、常ハ文字と稱するハ、此二つを

包合したる説きう文字の義を正おすべしぬ氏とんとの  
を伝言すもとまん文をも字といふかきて説文といふ也  
名に此四ツの本字を解解しるるもその文とまを  
説解しるるといふ説の字もるるに正しくハ説文解  
字といふべきを考ふ説文といふハ服解と  
以上説く所文ニツ字ニツ轉注假借ニツ併せし之れを  
六書といふとす

○扶桑ハ櫻、古史ハ扶桑有る考

平田篤胤の大扶桑圖考ニ門人の説を挙げて曰く  
平田ハ此説を同言をまじりたる本考を引き給へる岳瀆  
名山記の文ニ扶桑山在東海中、日之所出とある山ハ古史

山ニ侍りし其のまら扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也扶桑扶桑ハ櫻也

おのひて同経き申、故館屋家の改まらぬは  
侍を彼國にて其長衣を著き、河の初を濁し、  
クと鳴く事あるは、其國風の訛言とゆえ侍、  
此方よりあるは、名に河の濁る、故、  
之中山よりあるは、其國風の訛言とゆえ侍、  
り、なるは、其國風の訛言とゆえ侍、  
みすし、其國風の訛言とゆえ侍、  
天上の御世し、此神の御世り、  
佐久松思き、余、や、其國風の訛言とゆえ侍、  
神、その御世し、天降し、  
其國風の訛言とゆえ侍、

りし、その御世し、  
ふき由ありて、  
此の考、  
為、  
の、  
あ、

○日本の考、

重、  
若、  
中、



林道春 山羅

徳川支圃 山西

○新井若美 石白

伊藤長流 河津

松平定信 信樂

○本居宣長 屋箱

契冲 阿闍梨

加賀茂真淵 田部

藤原貞幹 無佛

○伊勢方貞丈 安藤府

○塙保巳 一校

冬考源平盛衰記 今太平記

今保元平治物語 田部考

集古十種

古事記傳 詔詞解

萬葉代匠記

冠辭考 祝詞考

好古小録 全月録 衝口書

武無考 武無考記

群書類從

尾代弘賢 幕府

○狩野望之 江戶

松崎復 堂

近藤守重 幕府

○伴信友 廣藤

中山信名 常陸

立原萬 翠

宮本球 常陸

色川三中 土浦南人

清宮秀堅 下佐佐原南人

古今集迄

上宮法皇三子先賢注 靈異記考

竹古故事 古文故事

比古漢衣 長柄山風 正卜考

中外徑傳 東極雜記 武家名目抄

時記 菅蠅抄

小山田友清

松屋 江戸通船用堂

排書漫業 松の屋隨筆

○黒川春村

須坂

碓氷漫業 墨水抄 音韻考説 大佛師系譜 神名帳士代考説

是代弘訓

伊勢外官人

光明寺文書考説

穂井田忠友

京人

東大寺文書及法隆寺文書

山田以文

錦

錦所談

前田夏蔭

幕府徒目付

木の芽記 稲荷神社考

内倉彦前

幕府大者手力

伊庭秀方

幕府目付

山崎知雄

江戸町役人

栗原信充

幕府席持小普請

○岡本伴孝

松試堂 経辰助 幕府小普請

附記 一段上々書 園丘を附せりて園丘あり人々次々の考  
海家一段下々書きりて一等下々人々次々の考  
掲げし流木の著述なる多々いひ強々考證し園丘  
ありすまゝのものを掲せしりて也

○麗濟志

李林甫有女六人各有姿色、雨露之家求之、不允。林  
甫有廳事、壁間開一橫窓、飾以雜寶、纒以絳  
紗、常日使六女戲於窓下、每有貴族子弟入謁林  
甫、即使女粧窓下自選、可意者事之。開元天寶事

○助情花

明皇正寵妃子、不視朝。安祿山初取聖媛、因進助  
情花百粒、大小如粳米而色紅、每當夜處之際、則含  
香一粒、助情發。勛力不倦、帝秘之曰、此亦漢之換  
血膠也。全上

成帝服昭儀奪血膠、陰精流、齋不禁、有頃、絕倒。飛燕

○金牌新酒

安祿山受帝賚、帝與妃子同食、無所不至、帝恐外  
人以酒毒之、遂賜金牌子繫於臂上、每有王公百  
宴、欲沃以巨觥、即祿山以牌示之云、准勅新酒。全上

○陽障歌

寧王宮有樂妓郭姐者、美姿色、善謳唱、每宴外  
客、其諸妓女盡在目前、惟郭姐容莫能見、飲欲  
半酣、詞客李太白恃醉戲曰、白久聞王有郭姐  
善歌、今酒看醉飽、群公宴倦、王何怯此女不樂  
衆、王笑謂左右曰、後七寶花障、召寵姐於障  
後歌之、白起謝曰、余不許見面、聞其聲亦幸矣。全上

○美人呵筆

李白於便殿對明皇拱詔誥、時十日大寒、筆凍莫能  
書字、帝勅宮嬪十人侍於李白左右、令各執牙筆  
呵之、遂取而書其詔、其受聖賤如此。全上

○肉腰刀

李林甫奸賢嫉能、不招群議、每奏御之際、多所隔人、  
衆謂林甫、為肉腰刀、同上

○吸花露

貴妃每宿酒初醒、多苦肺熱、常凌晨獨起、後苑侍  
花柑、以手攀枝、口吸花露、藉其露液潤於肺也  
同上

○雪の肌

河内鉄兜江州の越心河人云本若石寺の根より下  
ぬを翠湖に流くぬを膝に飲を催せし若石鉄兜  
の向心しむの越心史を在る命をうけるをうさむを聲  
ぬをうさむを流すも雪若石人歌しし先生のね

まの狂歌をすくを清くとあつけぬよんとも鉄兜か  
む所と

白い花咲く梅の幹より白い雪を雪の心か

若石甲のぬの即ぬまうとぬを鉄兜の心徳まの、  
史のまある共し且なるのぬを何の縁もすけぬ  
因のぬの肌をこそをまうけぬと鉄兜の心  
しつゝ

湖のほのぬをまうけぬと鉄兜の心

包みつゝ、雪の肌

ぬをまうけぬと鉄兜の心  
まうけぬと鉄兜の心

りたるをりそ大りるあつりつと

のまんざんを看る

狭い丸のりあひその防佩川のきんをゆきかた産を叩  
きしるまぬおや其をきり買つたをきり一張の産紙  
とこひ

問つるよりとこひ又ま防佩川

と書しと床のり。貼付す佩川見と博ハすつ生等  
我師を辱しめその後離のりあはるは志の揮すも  
七言を録此中へ。其を深しはく即ち  
貼して書を揮んをきりま。其書はしるを録るん  
つまひしるをきりま。そのおやあ。高村をきりま。信勝

宗のりまをきりま。懐妊しるをきりま。しるを  
いりま。破戒の書や強のりあ。其書を録るのり  
産のりあ。その産のりあ。其書を録るのり  
て其書を録るのりあ。其書を録るのり  
あきしと呼ぶ。其書を録るのり  
あきしと呼ぶ。其書を録るのり

和志さん。防佩川の真似をしるを

きりしるをきりま

流石の佩川師。其書の産紙のりあ。其書を録るのり  
あきしと呼ぶ。其書を録るのり

○京都の糞尿

因果道士の都繁昌記に曰く通衢如三條四條室町新町人  
最不失味爽汎肆掃店掲招牌垂戸幌整頓其所嚮  
街奴亦已破曉清中街不留寸埃塵垣々高々似為我  
都潔淨可見於此者再時有賤夫擔尿桶一雙及十竹籃  
盛以時新菜蔬公然高叫過其言急且略所謂侏離  
馱舌頗不可辨諄聽則小便于大根小便于茄子十便  
于菜等之語而要以之相換耳所以其諸菜總曰三換  
者各家夫妻孃姐忽聽其聲出戶輕喚小便先問其  
換物物適意則曰入而汲尿彼亦問其多少女少則卸擔  
門口挈隻桶而入就尿甕或桶貯汲了報以大根教

莖或茄子數顆或菜兩三把媿姐細揆相与手不  
多則無論少則曰更加數彼多不肯是亦不許至相喚相罵  
其甚者令傾桶還澗美論于賤夫貪穢汁上良家媿姐  
極地鄙吝真可怪也而看其狀貌嬌紅冶粉銀釵綴珊瑚  
玳瑁并色淡不帶點斑奢侈備上皆有豪華婀娜之態  
豈極爭口氣於丰桶殘尿哉是無他都俗習習節  
縮百費之所由与江戸人迥不故尿去不敢飲之熟醉  
氣象大異

○太郎冠者

風俗醉茶有法曰伊藤茶屋とのちりもあや  
ここの國のちりもあやの支那人をかうしんたうく

ちやとえびけりふその又ちを太郎冠者とみえたり  
きいふくし赤毛支那人のいふを赤郎冠者といふ  
すい何の信託も思はずめうとくそあか能のきや  
うけん<sup>二</sup>赤毛をよびせすもあか<sup>一</sup>うさすたらうくそ  
しやあまといふもいふま又風俗のうくそ土  
佐ぶ<sup>一</sup>あやうさうのいふくまむも赤郎冠者といふ  
やうこ<sup>一</sup>ちえあふも<sup>一</sup>の四<sup>二</sup>やこ<sup>一</sup>もま<sup>二</sup>さ<sup>一</sup>むの  
はるさんどりの信託もあま<sup>一</sup>のうきたびのこころを  
くさる<sup>一</sup>はる<sup>一</sup>赤郎冠者もま<sup>一</sup>く<sup>一</sup>家老支那人  
のいふを思えはる<sup>一</sup>あ<sup>一</sup>又家老を赤郎冠者といふ  
けしお<sup>一</sup>うい<sup>一</sup>え<sup>一</sup>赤のく<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>め<sup>一</sup>う<sup>一</sup>達<sup>一</sup>魚<sup>一</sup>花<sup>一</sup>赤<sup>一</sup>といふ

めうもくあ<sup>一</sup>此<sup>一</sup>家老支那人とさ<sup>一</sup>い<sup>一</sup>は<sup>一</sup>う<sup>一</sup>う<sup>一</sup>え<sup>一</sup>  
よ<sup>一</sup>ト<sup>一</sup>の<sup>一</sup>志<sup>一</sup>え<sup>一</sup>く<sup>一</sup>こ<sup>一</sup>を<sup>一</sup>つ<sup>一</sup>う<sup>一</sup>こ<sup>一</sup>う<sup>一</sup>あ<sup>一</sup>ま<sup>一</sup>い<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>達<sup>一</sup>  
魚<sup>一</sup>花<sup>一</sup>寺<sup>一</sup>の<sup>一</sup>四<sup>一</sup>字<sup>一</sup>の<sup>一</sup>と<sup>一</sup>と<sup>一</sup>き<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>や<sup>一</sup>く<sup>一</sup>の<sup>一</sup>信<sup>一</sup>志<sup>一</sup>め<sup>一</sup>の<sup>一</sup>り<sup>一</sup>  
あ<sup>一</sup>ま<sup>一</sup>い<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>め<sup>一</sup>う<sup>一</sup>の<sup>一</sup>あ<sup>一</sup>ま<sup>一</sup>い<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>め<sup>一</sup>う<sup>一</sup>の<sup>一</sup>志<sup>一</sup>え<sup>一</sup>く<sup>一</sup>  
己<sup>一</sup>を<sup>一</sup>あ<sup>一</sup>ま<sup>一</sup>い<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>め<sup>一</sup>う<sup>一</sup>の<sup>一</sup>信<sup>一</sup>志<sup>一</sup>め<sup>一</sup>の<sup>一</sup>り<sup>一</sup>達<sup>一</sup>魚<sup>一</sup>花<sup>一</sup>寺<sup>一</sup>  
也<sup>一</sup>とい<sup>一</sup>え<sup>一</sup>つ<sup>一</sup>け<sup>一</sup>は<sup>一</sup>る<sup>一</sup>ま<sup>一</sup>此<sup>一</sup>四字<sup>一</sup>を<sup>一</sup>康<sup>一</sup>言<sup>一</sup>う<sup>一</sup>え<sup>一</sup>う<sup>一</sup>い<sup>一</sup>ぬ<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>  
達<sup>一</sup>魚<sup>一</sup>花<sup>一</sup>寺<sup>一</sup>と<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>め<sup>一</sup>う<sup>一</sup>の<sup>一</sup>信<sup>一</sup>志<sup>一</sup>め<sup>一</sup>の<sup>一</sup>り<sup>一</sup>ホ<sup>一</sup>ハ<sup>一</sup>ア<sup>一</sup>シ<sup>一</sup>が<sup>一</sup>た<sup>一</sup>ら  
う<sup>一</sup>く<sup>一</sup>え<sup>一</sup>し<sup>一</sup>や<sup>一</sup>と<sup>一</sup>祝<sup>一</sup>し<sup>一</sup>ま<sup>一</sup>す<sup>一</sup>こ<sup>一</sup>ろ<sup>一</sup>へ<sup>一</sup>又<sup>一</sup>太<sup>一</sup>郎<sup>一</sup>冠<sup>一</sup>者<sup>一</sup>とい<sup>一</sup>ふ  
文<sup>一</sup>字<sup>一</sup>も<sup>一</sup>七<sup>一</sup>套<sup>一</sup>を<sup>一</sup>ま<sup>一</sup>の<sup>一</sup>こ<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>又<sup>一</sup>い<sup>一</sup>え<sup>一</sup>き<sup>一</sup>の<sup>一</sup>四<sup>一</sup>の<sup>一</sup>志<sup>一</sup>え<sup>一</sup>う<sup>一</sup>物<sup>一</sup>四  
の<sup>一</sup>志<sup>一</sup>え<sup>一</sup>う<sup>一</sup>例<sup>一</sup>し<sup>一</sup>ま<sup>一</sup>す

○採述 巨勢

曰きくはく朝鮮の聘使物圖の採画の画をりて阿ふ  
めづらきまゝにまゝをせしむるもかきとるんこそおのし  
とんとちやうろくしとけりいふまゝおまゝをこころ  
を用ひざるんといふんとすんあん見玉くまじくその  
回らうも余をまゝの巨勢の二つあるんじ朝鮮へ  
見せしむるをこを陽物の大いなる人こそ答ふべきや  
よくもはばらきのかくおのいひてし巨勢の採画  
のと男めの陰を好むもつきなるこそあしきまゝ

〇三昧

華者好く三昧と三こんを正といひ昧こんを定といふ  
又正交ともりのをいふも皆正交のつらさといつるんあん

ふよく諸交をうけざるの義きうと

〇者

朝廷の口宣言言の文のあつる者といふ字書きこんと  
テイレバと訓ず一例を奉るん

明正五年正月十日の宣旨左衛門少尉藤原朝臣

忠綱よりうく挨拶遣使くるべし者花人頭在中

辨藤原守光奉

の如しやうる者の義解し得るものなり或る云く此  
惶謹言と書くは因トとれぬも根據あるあやふ  
或は白くこの胡言を皇明通記英宗正統十四年ふ  
ふ北狩の時の胡人ふと下せるふらうくの胡人



今と云ふは唐より入て者とするあり其語は胡人の言  
読は美哉といふもを者といふものこと然とするの  
ことなることあり此言もて見れば我國の立名のおつ  
る者しなる者の言義も亦るに任する人の朝銜姓名  
うきつらぬありし件のより美哉といふ或は然といふ  
事と云ふときもそのより美哉といふ或は然といふ  
語を抄録するは一洗とすべし

○男女陰の異名

支那の俗に流す男陰の事をハ電頭といひ鷄巴といひ  
和尙といひ本錢といひ或いは瘡骨屎兒といひ  
女陰の事をハ毬といひ紅といひ頭茶といひ寶田と云

ふ

○注毛涿をめぐらふ涿涿人

蜀志周群傳に先主とあり劉璋の府に命をよ  
時張裕といふもの璋の府の從事と云けるに此人  
ひけおほのりきとまさんらうしん先生とをあらけ  
るこの事あるまらわら涿縣にありし時毛を姓  
と云ふ人もおほしき事ありしと云ふ注毛をけん  
涿縣令といふとけりる人もありしと云ふ注毛を  
涿をめぐらふを裕とぞ裕きしてころよりぬま  
る即ちその裕とぞ裕とせしめある若し上亮  
縣涿長と云ふ人もありしと云ふ涿令と云ふりたる



雜書秘辛の存淳の極辛連和元年四月丁亥保林  
 の吳灼丙戌の詔も中常侍ふくくしりあめふふと  
 の大内卿兼氏志候高がのこさるところのあすの貞  
 直の徳あるより林示液まきこくはんかち茅灼と  
 共々高がうとくま至るに詳くく幽隠をみしつべし  
 と灼こも以て詔の旨を奉つてせ禁玉がもとらいつく  
 幽隠をさむりたせし時ふもすめ合していあめ  
 る、私のハ結束をゆるめらとせ禁玉おもてあつた  
 いろをつしと、手もて抵楯す折らう灼又禁玉先  
 し今方家禮をおもくせせが家の朽敗をかり

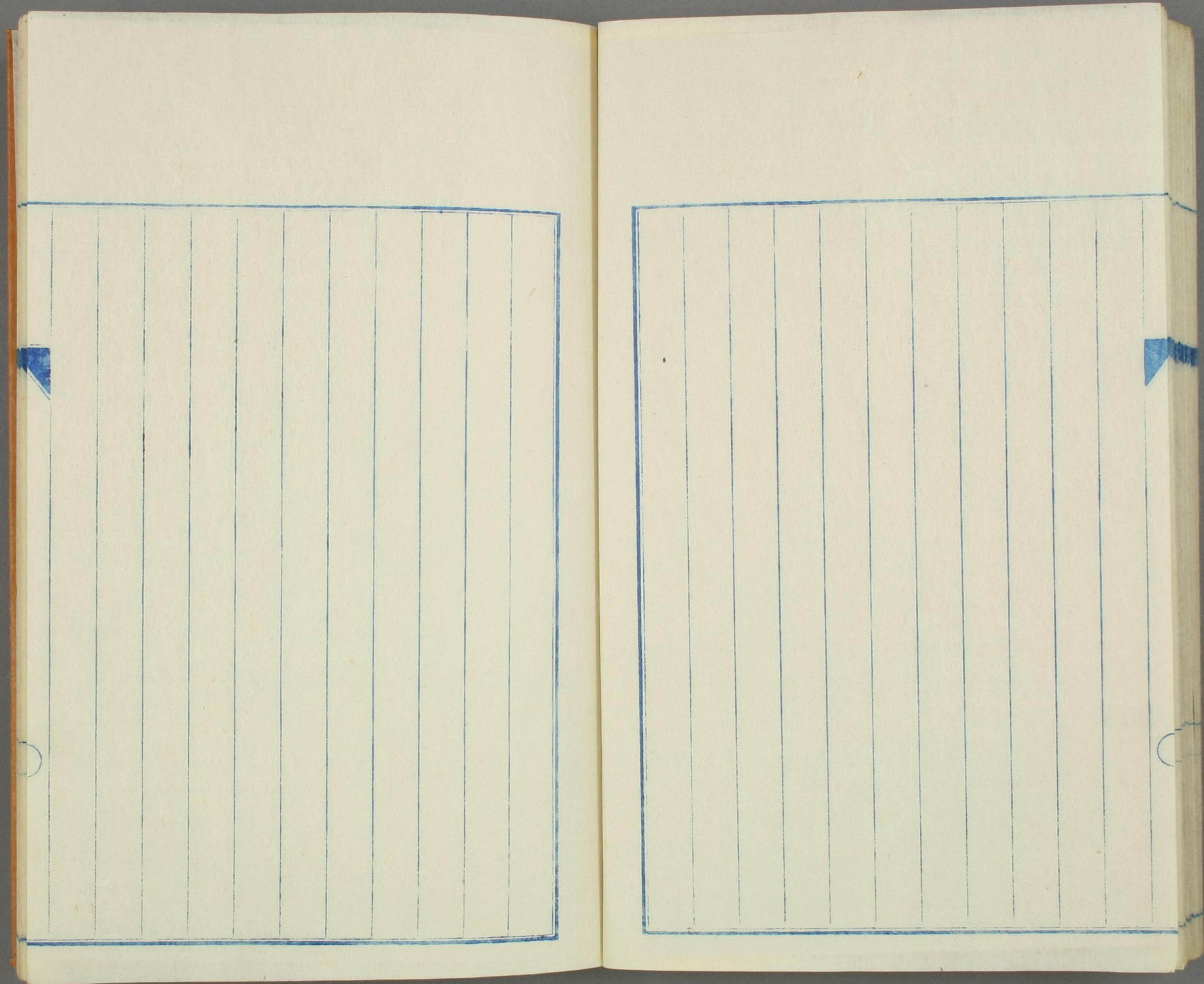
玉りんとの仰せをう、油北の私の結束をゆるめらとせ  
 日めくうこえら枝まら、鞠衣厭厭の車もてまらし  
 といあなん、禁涙おりくくし、目を閉ち面を轉  
 どうら向ひしほど、やう灼こえらみる手づら  
 ら結束をゆるめら目のひらうつらてたひらとら若  
 氣吐き新やを肌理臙潔、さそのひ手もとの  
 けらあ、あこま玉きをめら、こくし、骨乳まら  
 ことくみうづた、くく回りの形、守むく、のく  
 りらやけんらの移移のうこくおらあ、みるみるめら  
 をさうの肉もら、あくとく、あ股をのくしめら

こんそうめいひえきん隆傳のいろにあらはるる(抄)  
丹のこころをそ火斎えんてけるこんを種ま  
ぬつしきまひしきまめようなるひまの  
らんとかまふ風俗殊茶お侍るあ

○補闕連年載

唐書る則天后長壽元年試友といふるあきり人  
のほると不賢をとりあきりてふつう(こととあきり  
あきりることくくぬきんやあけて友を授けり  
らん(時)の人のこととてし補闕連年載拾遺  
平斗量權相侍御史監脱校書郎といふる  
とを午雅狀名を齋魯のあいだ四齒の把を名づけて

權といふは推の字に此ところそん吐雷のうし  
るさうてそのをすめりといふ富義を、監脱とい  
富義の字は集る但信積藏終自售、監脱、監脱  
本無様とつくしをる福をとりて監脱こそ監の  
様をつりてそのを套してそののたをうらぬき  
願はるる形にいづも似たぬもそのトつあき  
とそまらるる義をそ巡るのいたをうらぬき  
つらき人のあきりてそのをあらうらぬき  
りける 修業お侍



以下  
9丁  
白紙

國覽室

明治二十八年十二月

